

## 精神疾患を有する傷病者の搬送および受け入れの実施基準

神奈川県では、平成25年3月より精神疾患を有する傷病者に係る基準が策定されており、神奈川県のホームページに公開されています。

これは精神疾患を有する患者さんが、急性腹症や脳卒中などの身体の救急傷病を発症した際の救急搬送基準を定めたものです。

すでに罹患している精神疾患の重症度により次のように分類されています。

精神が初期救急：外来による医療が必要な患者

精神が二次救急：入院対応が必要な患者

精神が三次救急：自傷他害のおそれのある精神障害者

身体の救急疾患ごとに、精神疾患のどのレベルの障害者を対応できるかについてそれぞれ対応可能な医療機関が記載されています。

この基準の中で重篤とは、身体疾患によりバイタルサインが安定していない、またはCPA症例を指しています。

以下、脳卒中、tPA適応、心筋梗塞、外傷、熱傷、中毒、急性腹症、消化管出血、妊娠、周産期、小児、四肢切断について精神疾患のレベルに応じた対応可能な病院名が記載されています。

当院では身体疾患のうち、重篤、脳卒中、tPA適応、外傷、急性腹症、消化管出血、小児、四肢切断について、精神が初期救急レベルの患者さんに対応することになっています。